

さいたま市告示第711号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を次のとおり指定する。

令和7年4月17日

さいたま市長 清水 勇 人

1 形質変更時要届出区域として指定する区域

さいたま市北区奈良町77番2の一部 外

詳細は、別紙形質変更時要届出区域図のとおり

2 指定番号

形－28号

3 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

ヒ素及びその化合物

鉛及びその化合物

4 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所環境局環境共生部環境対策課水質土壌係

(2) 電話 048（829）1331

所管：環境局環境共生部環境対策課

告示期間の期限日：令和7年5月1日まで

(市道30716号線と市道30709号線の交差点)

Dep= 6.00m

